



## 相続税計算の基本的な考え方

相続税計算の基本的な考え方は、下記のとおりです。

### 基礎控除

#### 【相続税が課せられない範囲】

- 相続税が課せられない範囲は、基礎控除額と言い、下記のように計算します。
  - ・ 基礎控除額・・・3,000万円 + 600万円×法定相続人の数
- 例えば、法定相続人が妻と子供3人の場合の基礎控除額は、3,000万 + 600万×3人 = 4,800万円となります。

- ⊕ 正味の遺産額が基礎控除以下の場合には、相続税はかかりません。
- ⊕ 生命保険金や死亡退職金の非課税限度額は、それぞれ500万円×法定相続人の数となっております。

## 税額計算の仕方

### Step 1. 正味の遺産額の計算

土地建物や預金等の財産から借入金や未払金等の債務を差引いた金額が、「正味の遺産額」です。なお、生命保険金や死亡退職金はそれぞれ非課税限度額を超えた分を加算します。例えば、下記のように計算致します。なお、細かい特例などが設けられている場合もありますので、ご注意ください。

内容	金額
現金・預金・株式	8,700万円
土地（特例適用後）	1,600万円
建物	1,000万円
生命保険金（入金額6,000万円 - 500万円×3）	4,500万円
借入金	▲700万円
葬儀費用	▲300万円
正味の遺産額	1億4,800万円

### Step 2. 課税遺産総額の計算

「正味の遺産額」から「基礎控除額」を控除したものが課税遺産総額です。

内容	金額
正味の遺産額	1億4,800万円
基礎控除額	▲4,800万円
課税遺産総額	1億円

### Step 3. 相続税の総額の計算

課税遺産総額を、法定相続（妻1/2、長男1/4、次男1/4）で分割したものと想定した場合、相続税の総額は下記のとおりとなります。

	A	B	C	D	A×B×C-D
続柄	課税遺産総額	割合	税率	控除額	税額
妻	1億円	1/2	20%	200万円	800万円
長男	1億円	1/4	15%	50万円	325万円
次男	1億円	1/4	15%	50万円	325万円
相続税の総額					1,450万円